

岩手沿岸南部クリーンセンター 整備運営事業

平成20年2月22日告示文中の入札説明書等
に対する質問への回答

当該回答書は、平成20年3月24日に
公表した資料を再掲するものです。

平成20年5月9日

岩手沿岸南部広域環境組合

入札説明書に対する質問・意見への回答

	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	4	3	(7)	資源物の売却収入	資源物の売却について、購入価格について個別の協議を行い、価格を合意に至らない場合には、事業者の義務とならないとの理解でよろしいでしょうか。 また、購入価格は社会情勢等の変化の都度再協議が行なわれ、再協議で価格が合意に至らない場合には、以降は事業者の義務ではなくなるとの理解でよろしいでしょうか。	購入価格と変更方法については定めていませんので、考え方を提案してください。提案に基づき協議します。
2	8	2	(1)	入札説明書等の承諾	「入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、追加資料とは、質問回答書を指すと理解してよろしいでしょうか。	主に質問回答書が該当しますが、他に資料を追加公表する場合は、それも含まれます。
3	8	2	(1)	入札説明書等の承諾	「入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、入札提案書類提出後に提出された書類については除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	8	2	(5)	著作権	「ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。」とありますが、図面・資料等には、公開により開示者の競争力を害する事項も含まれていますので、それらについては事業者と協議のうえ、合理的な理由により情報公開に関する諸法令に従い、別途公開しないこととして頂けますでしょうか。	個別具体的な検討を要しますが、一般論としては、公開すれば、乙の競争上の地位を害するような情報について、組合は、事業者と協議のうえ、合理的な理由により情報公開に関する諸法令に従い、別途公開しないこととする対処に応じることも可能です。
5	12	3	(12)	その他	「組合が配布する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。」とありますが、平成20年2月22日付けで貴組合により公表された入札説明書、様式集、設計・建設業務編 要求水準書、施設運営業務編 要求水準書、落札者決定基準書、基本協定(案)、基本仮契約書(案)、設計建設工事請負仮契約書(案)、及び運営・維持管理委託仮契約書(案)に対して平成20年3月10日～13日に貴組合に提出された質問及びそれに対する回答は、入札説明書と併せて契約書と一体となるものと理解してよろしいでしょうか。	組合が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体ですが、これらの資料と、組合が締結する契約書の関係については、契約書(案)に示したとおりです。
6	16	6	(2)	委託料	維持管理業務の対価について、SPCの利益にかかる税流出を回避し、貴組合の委託料を圧縮するため、毎年度金額にバラツキのある費用については、委託料の支払もバラツキある提案を許容いただきたく、お願い致します。	固定料金の委託料1(コークス相当分を除く)について、ご質問の提案を認めることにします。提案書には、事業期間を通じて組合が支払う固定料金の委託料1の総額を、各年度の支払い金額(各年度の金額については参考扱い)とともに記載してください。(様式33を添付1のとおりします。)なお、実際の支払額は、業務計画書とともに見積りを提出していただき決定します。そして、その1/12を固定料金の委託料2(コークス相当分)、変動料金とともに毎月支払うこととします。
7	20	1	(4)		「また、業務委託契約については翌年度の予定支払額の10%とする。」とありますが、これは、事業年度ごとに「{(固定費相当分)+(変動費単価×処理予定量)}×0.1」により算出された額を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	事業年度毎に、翌年度業務が開始されるまでに、 $\{ (固定費相当分) + (変動費単価 \times 処理予定量) \} \times 0.1$ により算定される金額の契約保証金の納付または履行保証保険の付保等をしてください。
8	22 別紙 1	リスク 分担表	共通	法令等の変更リスク	「本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの」とありますが、これには、変更により事業契約又は要求水準書の内容が変更(施設の仕様変更も含む)になるものが含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
9	22 別紙 1	リスク 分担表	共通	事故の発生リスク	本施設引渡し後の運営・維持管理期間中において、事業者の責めに帰すべき事由ではない事故の発生等による施設損傷リスクは貴組合負担と理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりです。当事者のいずれの責めに帰すことのできない事由であっても、事業者が負担する場合があります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
10	22	別紙 1	リスク 分担表	運営 段階	受入廃棄物 の量の変動 リスク	<p>受入廃棄物の量の変動による運営費の増大は組合が主分担、SPCが従分担となっています。この点、このSPCの従分担が、以下の費用等のリスクを事業者が負担することを意味する場合、事業者としては委託料を保守的に見積もらざるを得ず、結果として割高な委託料に結びついてしまう可能性があります。従いまして、以下の項目の費用等が生じたときは、その負担について別途協議をして頂けないでしょうか。</p> <p>受入廃棄物の量の著しい変動に伴う原単位の悪化に関する追加費用</p> <p>受入廃棄物の量の著しい変動に伴う発電量の変動に関して事業者が生じる損害</p>	<p>ここでの従分担は、事業者が提案した固定料金及び変動料金単価にて業務遂行する場合に、採算性が悪化するリスクを示しています。なお、ご指摘のような著しい条件変化があった場合は、運営・維持管理委託仮契約書(案)第41条により協議します。</p>

様式集に対する質問・意見への回答

	ページ	様式番号	項目名	質問・意見	回答
11	33 37	様式29 様式33	運営・維持管理費用内訳書 事業計画提案書	<p>「平成20年度価格で記述」及び「平成20年度期初を基準とする。」とあります。この点、15年間に亘る事業期間を考慮して、平成20年度価格の適用が不適切であると考えられる項目については、設定の考え方を明記した上で、民間事業者より他の基準値を提案させて頂けるものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、民間事業者より提案させて頂いた価格が、入札説明書、要求水準書及び特定事業契約等の内容に影響を与えるときは、その対策につき別途協議して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として入札説明書等に示したとおりですが、提案内容に合理的な理由があるのであれば、認めます。</p> <p>協議に応じます。</p>

設計・建設業務編要求水準書に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
12	1	第1章	第2節	5 6)	その他規制状況	「岩手県電波障害防止建設指導要領に従い、本施設の建設に対し電波障害調査を実施し、支障がある場合は対策を行うこと。」とあります。調査費は見積可能ですが、対策費は調査を行った後でないで見積ることができません。従いまして、対策費につきましては、調査後に別途協議をさせていただくことよろしいでしょうか。また、工事着手前の現況調査で、TV受信ができていないことが判明した場合、以降の調査は行わないことよろしいでしょうか。	調査後の対策費は入札額に含めないで下さい。調査終了後別途協議し金額を決定します。 調査は実施してください。
13	5	第1章	第3節	8	官公署等申請への協力	申請の際に発生する費用は、受注者の負担とありますが、「貴組合の申請への協力の際に受注者に発生する費用は、受注者の負担」との理解でしょうか。	各種申請にあたって必要となる手数料も含めて事業者の負担です。
14	6	第1章	第4節	1 1.1	設計図書	「実施設計は、本要求水準書、提案図書、提案参考図書及び…」とありますが、当該「提案参考図書」の具体的内容についてご教示して頂けないでしょうか。	提案図書は様式に従い提出される図書を指し、図面等のその他の資料を提案参考図書とします。
15	7	第1章	第4節	1 1.3 2) (2)	参考図等の取扱い	「また、本要求水準書で〔 〕で示されているものについては受注者の提案を求めるものである。受注者は、〔 〕に記載されたものについて、自ら提案し、実施設計図書で全て受注者の責任において施設の性能及び機能を発揮するべく補足・完備させなければならない。」とあります。〔 〕で示されたものに加えて、弊社実績に基づく内容の提案をさせていただくことよろしいでしょうか。	原則として、要求水準書に示したとおりとしますが、同等以上の提案と認められる場合には、提案可能です。提案にあたっては根拠資料を示してください。
16	10	第1章	第4節	2 2.7 3) (10)	作業日及び作業時間	「また、本組合の指定する日は工事を行わない。」とありますが、本組合の指定する日とは、具体的にどのような日を想定されているかご教示下さい。	現時点では想定していませんが、必要に応じて指定する場合があります。
17	16	第1章	第5節	4 表 3	溶融固化物	溶融固化物の分析方法は環告19号、環告46号となっていますが、分析方法に関してはJIS Z 0058が制定されていますので、この方法でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
18	16	第1章	第5節	4 表 4	飛灰等安定化物	「試験項目につき、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機りん、六価クロム、ひ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン」とあります。試験項目は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(H7.10.2改正 総理府令51号)記載の、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、PCB、セレンでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
19	17	第1章	第5節	4 表 12	燃焼ガス温度	備考欄に「測定開始前に、計器の校正を監督員立会のもとに行う。」とあります。この点、設置する温度計の実温度での校正を現場で実施するのは困難ですので、温度計メーカーでの出荷試験結果を監督員にご確認頂くことよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、現場で測定可能な箇所については、分析会社の機器との整合を確認します。
20	20	第1章	第6節	3	かし判定に要する経費	「受注者の負担とする。」とありますが、かしが生じた原因が貴組合の責による場合、不可抗力等による場合については、第47条第1項の考え方に準じて、かし判定の費用は甲が負担すると理解してよろしいでしょうか。	かしの判定費用は事業者負担とします。不可抗力については設計建設工事請負契約書(案)56条の規定に準じます。
21	21	第2章	第1節	1 2)	計画ごみ質	計画ごみ質の箇所に記載される処理対象物の合計処理量及びごみ質の変動に関して発電量(事業計画にありこむ必要あり)が減少した際に民間事業者に生ずる損害は、組合にて負担して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ごみ量、ごみ質ともに保証するものではありません。よって、事業者のリスクとして提案してください。ただし、ごみ質に関しては発熱量の年間平均値が、要求水準書で設定している発熱量の範囲を外れる場合は協議します。
22	21	第2章	第1節	1 2) (1)	ごみ質	各計画ごみ質の出現頻度及び計画ごみ質の中の灰分組成について不明確であることから、このままでは、コークス等の原単位を保守的に設定せざるを得ず、結果として割高な委託料に結びつく可能性があります。従いまして、各計画ごみ質の出現頻度及び計画ごみ質の中の灰分組成について、具体的にご教示して頂けないでしょうか。具体的にご教示頂けない場合は、各計画ごみ質の出現頻度については正規分布に基づく出現頻度、又計画ごみ質の中の灰分組成については、民間事業者の実績をもとにした灰分の組成を前提に提案させて頂くものと理解してよろしいでしょうか。	計画ごみ質の出現頻度・灰分組成に関するデータはありません。事業者の提案に委ねます。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
23	46	第3章	第5節	6	溶融固化物・メタルストックヤード	「貯留容量は、最大発生量の3か月分とする。」とあります。スラグは、50%をコンクリート二次製品向け、50%をアスファルト合材向けとし、その利用先を確保できています。コンクリート二次製品向けは年間を通じて流通しますが、アスファルト合材向けは需給調整のためのヤードが必要と思慮いたします。従いまして、スラグの貯留量としてアスファルト合材向けの3か月分とさせていただきますことよろしいでしょうか。また、メタルは滞荷のおそれはありませんが、大型車両での輸送の可能性を考慮して、メタルヤードの貯留量を設定することよろしいでしょうか。	スラグヤードについては、要求水準書に示したとおりとします。メタルヤードについては、ご質問のとおりです。
24	104	第3章	第19節		破碎処理施設	「本設備は、方式に応じて必要な内容の提案をすること」とあります。資源を溶融固化物として回収する方式を提案してよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
25	104	第3章	第19節		破碎処理施設	不燃ごみ・粗大ごみの公共収集の段階での、直接資源化できるもの(例:鍋・釜、タイヤを外した自転車、ストーブ等の金属類)の分別回収の予想割合をご教示いただけないでしょうか。 また、この事前回収量を除いた計画とすることよろしいでしょうか。	公共収集の段階での金属類の分別回収割合は18.5%として提案してください。 ご質問のとおりです。
26	104	第3章	第19節		破碎処理施設	粗大ごみ中の可燃性粗大ごみの割合をご教示いただけないでしょうか。	データはありません。
27	104	第3章	第19節		破碎処理施設	「本設備は、方式に応じて必要な内容の提案をすること」とあります。不燃ごみ・粗大ごみの搬入者に「可燃性粗大ごみ」、「鉄製品」、「アルミ製品」、「直接資源化物」等に分別・仕分けしてもらい、それぞれを個々にヤード貯留後、処理していく方式を提案してよろしいでしょうか。 二次破碎機を設置しない方式など、簡素な設備を提案したいと考えます。	ご質問のとおりです。 事業者の提案に委ねます。

施設運営業務編要求水準書に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
28	2	第1章	第3節	8	災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合は、受注者はその処理に協力すること。」とありますが、このような場合に生じる追加費用については貴組合にて負担いただけるものと思料してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
29	4	第1章	第4節	1		「運営業務提案書参考図書」とありますが、この具体的内容についてご教示して頂けないでしょうか。	提案図書は様式に従い提出される図書を指し、その他の資料を提案参考図書とします。
30	4	第1章	第4節	2	運営業務提案書の変更	「事業期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。」とありますが、これは、受注者の責めに帰すべき事由により要求水準書に適合しない場合と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
31	11	第4章	第1節		受付管理	搬入基準は貴組合が設定するとありますが、入札金額積算の前提となるため、入札前に内容を設定の上、提示して頂けないでしょうか。 また、その後基準を貴組合が変更し事業者に追加費用が発生した場合、貴組合に負担して頂けないでしょうか。	現時点では、要求水準書別表1の搬入禁止物及び産業廃棄物は、受け入れてはならないものと考えています。 基準の変更による追加費用については協議します。
32	11	第4章	第4節		料金徴収	料金徴収の具体的手続等、事前協議とさせて頂けないでしょうか。	竣工前に協議します。
33	12	第5章	第2節		年間運転日数	「施設の年間運転日数は330日以上を可能とすること。」とありますが、他の弊社納入施設の運転実績を踏まえ、年間稼働日数を280～330日/炉の間で設定して施設規模を提案してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、提案された運転日数は保証事項となります。また、施設規模の変更に伴い必要となる追加申請書類の作成支援も行ってください。
34	12	第5章	第5節		搬入管理	組合搬入ごみについては、「混入防止に努めること。」、直接搬入ごみについては、「混入を防止すること。」(ダンボール等は内容を確認すること)とされています。この点、搬入禁止物に関しては、実態としては、目視検査において相当な注意を払っていれば発見できたか否かについての証明は事実上不可能と考えられますので、プラットフォーム監視員が目視検査を適正に実施していたことの事実が証明された場合においては、搬入禁止物の混入は、受注者の責めに帰すべき事由によるものではないと理解してよろしいでしょうか。	プラットフォーム監視員が目視検査を適正に実施していたことの事実が証明された場合においては、ご質問のとおりです。
35	13	第5章	第6節		適正処理	貴組合(又は組合構成員)で確保している最終処分場への搬出ができない場合で施設内の保管能力を超えた場合、受入先の確保は貴組合の責任分担との理解でよろしいでしょうか。	溶融飛灰については、ご質問のとおりです。要求水準書に示す品質を満足した溶融固化物、メタル等が逆有償となる場合については協議します。
36	13	第5章	第9節		搬出物の性状分析	「受注者は、本施設から搬出する溶融飛灰、スラグ、メタル等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。」とありますが、メタルにつきましては、JIS等の一般的な管理基準が無いことから、利用先の受入基準に基づく出荷時の管理規定を設定することでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
37	16	第6章	第8節		改良保全	DCS更新等の改良保全は、本件事業費に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	改良保全は本組合と協議することとなっております。従って、本件事業には含まれません。
38	20	第9章	第5節		住民対応	本施設の設置そのものに対する住民対応は貴組合にて実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

基本協定(案)に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	項目名	質問・意見	回答
39	1	第4条	第1項	S P Cの設立等	「乙は、本協定締結後、速やかに釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかを本店所在地として本件事業の遂行のみを目的とする特別目的会社(以下「S P C」という)を設立し、平成 年 月 日までに、S P Cに係る商業登記の減税事項全部証明書を甲に提出しなければならない。」とありますが、S P Cの設立時期については、特定事業契約締結日までにすみやかにしていただけないでしょうか。	組合は、特定事業仮契約の締結までに本条に規定する書類の確認が必要となります。したがって、現在空欄となっている日付については、特定事業仮契約の締結の日から、かかる確認に必要な日数を勘案した上で日付を規定することになります。
40	2	第5条	第1項	株式の譲渡	「甲がS P Cの株式に担保権を設定する」とありますが、甲がS P Cの株式に担保権を設定する際には、その詳細(担保権の権利行使条件等)について、甲乙間で事前に協議をして頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本条の協力義務に違反した場合には債務不履行を構成します。
41	2	第6条	第2項	業務等の委託及び請負	「乙は、前項に規定する業務を受託し、又は請負う者(以下この条において「受託者等」という。)と甲又はS P Cとの間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等の写し又は受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。」とありますが、甲が当事者となる契約に関しては、契約書等の写しの提出は、不要と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

基本仮契約書(案)に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
42	3	第8条	第4項		本施設の運営・維持管理	運営保証金とは、運営・維持管理委託契約に規定される契約保証金との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
43	4	第9条	第2項	(6)	特別目的会社の設立	株主は、SPCが債務超過又は資金繰りの困難に直面した場合、追加出資又は劣後融資等に基づく資金援助義務、その他組合が適切と認める支援措置を講ずるとありますが、SPCの収入が貴組合からの支払いに依存しているにもかかわらず、その原因及び帰責事由に関係なく、株主が資金支援する一方的な義務を迫ることは片務的で適切ではないと思料します。従いまして、SPCが債務超過又は資金繰りの困難に直面した原因が甲にある場合、又は甲及び乙の責めに帰さない事由にある場合には、本号の適用に際して甲乙間で事前に協議をして頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	SPCが債務超過又は資金繰りの困難に直面した原因が甲にある場合、その原因があった場合の処理は運営維持管理委託契約によります。従って、本号が適用される場面において甲が協議義務を負うことはありません。
44	6	第13条	第3項		債務不履行等	「設計建設請負契約が解除された場合、甲は、運営・維持管理委託契約を解除することができる。」とありますが、設計建設請負契約が甲の責めに帰すべき事由により解除された場合、運営・維持管理委託契約は、基本契約に基づき解除され、乙が運営・維持管理委託契約の履行のために実際に支弁した費用については、合理的な範囲で甲が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
45	6	第14条	第3項		有効期間	本項の違約金と基本協定の第7条の違約金は、同様の内容であると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
46	15	定義集	(40)		「入札説明書」とは	「「入札説明書」とは、岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業に関する入札説明及び甲が入札手続中に公表したこれにかかる質問回答をいう。」とありますが、入札手続中とは、入札公告がなされた平成20年2月22日から、提案書の受付がある平成20年4月15日までのことと理解してよろしいでしょうか。	入札手続中とは、特定事業契約の締結までをいいます。
47	16	定義集	(44)		「法令変更」とは	法令変更は、法令そのものの変更や新設に限らず、解釈の変更等含まれるべきと思料いたします。従いまして、法令変更とは、適用される条約、法律、政令、省令、規則、条例、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及びその他の関係当局の法令解釈であって一般に入手可能なものについての制定及び変更のことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、一般に入手可能なものに限定されません。

設計建設工事請負契約書(案)に対する質問・意見への回答

ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
48	4	第14条	第1項	甲の責任	「甲は、入札説明書等および設計建設工事請負契約の各別紙に示されている情報・データが不正確であることが判明し、そのために乙に損害が生じた場合、当該損害を賠償するものとする。」とありますが、入札説明書等、設計建設工事請負契約及び要求水準書に示されている情報・データのことと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
49	5	第19条	第1項	ライセンス等	「乙は、甲が本施設の設計、所有及び使用に必要な特許等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権及び使用権を自らの責任で甲に付与し、また、かかる特許権等の権利者をして甲に付与せしめるものとする。」とあります。「本施設」の定義が「ごみ処理施設」となっていることから、ごみ処理施設一般の設計、所有及び使用に必要な特許等の実施権、使用権に関するものとして解することができますが、本条の規定は、本契約に基づき乙から甲に納入される岩手沿岸南部広域ごみ処理施設の所有及び使用に必要な特許等の実施権、使用権に関するものと理解してよろしいでしょうか。	本項は、ごみ処理施設一般の設計、所有及び使用に必要な特許等の実施権、使用権に関するとは解釈できません。本項は、甲が本施設の設計、所有及び使用に必要な特許等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権及び使用権についての規定です。
50	6	第19条	第5項	ライセンス等	「甲は、成果物及び本施設について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、設計建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、その利用の目的は、基本仮契約に基づく岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業に限られると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
51	6	第19条	第7項	ライセンス等	「乙は、甲が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(甲を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。」とありますが、図面やノウハウ等、公開により開示者の競争力を害する成果物等については、事業者と協議のうえ、合理的な理由により情報公開に関する諸法令に従い、別途公開しないこととして頂けますでしょうか。	個別具体的な検討を要しますが、一般論としては、公開すれば、乙の競争上の地位を害するような情報について、組合は、事業者と協議のうえ、合理的な理由により情報公開に関する諸法令に従い、別途公開しないこととする対処に応じることも可能です。
52	8	第23条	第6項	設計の手順	実施設計図書確定までの要求水準内の設計変更については、乙負担との理解ですが、実施設計図書確定後は要求水準内であっても設計変更による合理的増加費用は組合負担として頂きたいお願い致します。	本項は設計変更に関する甲の権利を規定したものです。従って、設計建設請負契約書(案)のとおりとします。
53	8	第23条	第6項	設計の手順	「甲は、承諾した実施設計図書についても、工事工程表に変更を及ぼさない限り、要求水準書等の範囲内において、いつでもその変更を申し出ることができる。」とありますが、要求水準書の内容を合理的に満たしている限りにおいては、承諾された設計図書の変更要求はなされないと理解してよろしいでしょうか。	本項は設計変更に関する甲の権利を規定したものです。従って、要求水準書の内容を合理的に満たされていても承諾された設計図書の変更要求を行う場合があります。
54	8	第23条	第8項	設計の手順	必要に応じて協議の内容を本件設備の実施設計に反映させる場合とは、乙の実実施設計が法令及び要求水準を合理的に満たしていないときに法令及び要求水準を合理的に満たすよう協議し、当該協議の内容を実施設計に反映させる場合のことと理解してよろしいでしょうか。	「必要に応じて」とはご指摘の場合とは限りません。
55	10	第28条	第2項	施工方法及び建設公害対策	「乙は、設計建設工事請負契約締結後に、甲、乙及び地元住民との間で締結される協定の内容を遵守しなければならない。」とありますが、当該協定の内容が、法令等や要求水準と異なる場合で、協定の内容を遵守するために追加費用や工程変更等が必要な場合は、甲がこれを負担するものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
56	10	第28条	第2項	施工方法及び建設公害対策	地元住民との協定内容について、貴組合と地元住民との間で合意済みの協定案がありましたら開示いただきたくお願い致します。	現段階では特にありません。
57	12	第32条	第8項	現場管理	貴組合が作業を行わせる第三者との調整により事業者が生じる増加費用は、貴組合負担として頂きたい、お願い致します。	設計建設請負契約書(案)に示したとおりとします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
58	12	第32条	第9項		現場管理	貴組合の発注に係る第三者との調整により事業者が生じる追加費用は、貴組合負担としていただきたくお願い致します。	設計建設請負仮契約書(案)に示したとおりとします。
59	17	第45条	第3項		引渡し前の使用	「甲は、第一項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な修補費用を負担しなければならない。」とありますが、乙に生じる損害は修補費用に限られませんので、「…乙に損害を及ぼしたときは、当該損害を負担しなければならない。」としていただけませんか。	設計建設請負仮契約書(案)に示したとおりとします。
60	17	第45条	第3項		引渡し前の使用	引渡し前の貴組合の使用により、税金等追加費用が生じた場合、貴組合に負担いただけるの理解でよろしいでしょうか。	組合の使用により費用が発生したと乙が証明したときには組合負担となります。
61	18	第47条	第1項		保証	第47条第1項では、「乙は、実施設計図書に記載した本施設の性能及び機能を保証する。」、第47条第2項では、「乙は、要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法(引渡し時試験)」に記載する本施設の性能試験の項目と保証値を、性能保証事項とし、甲に対し保証書を提出する。」、設計・建設業務編 要求水準書では「1. 設計のかし担保において「1」提案図書及び提案参考図書、竣工図書に記載した施設の性能及び機能は、すべて受注者の責任において保証する。」、運営・維持管理委託契約第5条第4項では「乙は、要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法(引渡し時試験)」に記載する基準値(但し、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。以下同じ。)を確実に確保するものとする。乙による要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法(引渡し時試験)」に記載する基準値の未達は、乙による運営・維持管理委託契約の債務不履行とみなされるものとする。」としています。本施設の性能・機能の不足が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲乙いずれの責めにも帰さない事由による場合、及び本施設の運営・維持管理に起因する場合は、本条に定める乙の保証違反には当たらないものと理解してよろしいでしょうか。	保証は原則として、原因を問いません。ただし、本施設の性能・機能の不足が本施設の操業・維持管理にある場合に限り免責されます。
62	18	第47条	第3項		保証	「保証期間は、要求水準書に記載があるものについて、当該記載のとおりとする。」としていますが、要求水準書には性能保証に関する記載はありません。この点、本条における保証とは、設計・建設業務編 要求水準書 第1章第6節 1. 設計のかし担保の一環の規定であることから、当該保証期間とは、当該設計のかし担保の期間と同じものと理解してよろしいでしょうか。	設計の瑕疵担保は10年間となります。設計内容については10年間の保証を行っていただきます。さらに、10年の保証期間満了前に甲乙協議により内容の確認を行い、残存する事業期間に相当する期間の保証書を提出していただきます。
63	18	第48条	第1項		本施設の かし担保 責任	「甲は、本施設にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。」とありますが、部品・消耗品によっては、通常想定される環境下で使用した場合には、契約書に定められた瑕疵担保期間の満了まで持たないもの(本施設の性能には直接関係しないもの)も含まれることから、それらについては、瑕疵担保責任の対象から除外していただくか、別途瑕疵担保期間について定める(通常は契約仕様書等において別に定める)こととさせていただきます。	対応年数の定めのある部品であって、その対応年数が経過した部品については瑕疵担保の対象外となります。
64	18	第48条	第5項		本施設の かし担保 責任	「かしの判定に要する費用は、全て乙の負担によるものとする」とありますが、かしが生じた原因が貴組合の責による場合、不可抗力等による場合については、第47条第1項の考え方に準じて、かし判定の費用は甲が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	本項には、前項のような例外規定を置きません。判定の費用は、その結果を問わず乙負担とします。
65	21	第57条	第1項	(3)	条件変更 等	「本件土地の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、入札説明等に示された自然的又は人為的な条件と実際の工事本件土地が一致しないとき。」とありますが、入札説明等とは、定義集に定める「入札説明書」のことと理解してよろしいでしょうか。また、「実際の工事本件土地」との記述は、「実際の本件土地における工事の条件」としたほうが的確ではないでしょうか。	入札説明書等の場合には要求水準書が含まれます。定義を訂正いたします。また以下については、ご指摘のとおり修正します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
66	23	第60条	第1項	(2)	工事の中断等	「甲が、建設工事の保安上又は周辺住民の健康上若しくは周辺地域の環境保全上必要であると認めるとき。」とありますが、この場合において、乙が法令等に反することもなく、かつ要求水準を合理的に達成している限りにおいては、乙の責めに帰すべからざる事由によるものとして、第2項及び第4項の適用があるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
67	24	第61条	第1項		解除	「甲は、合理的な理由が生じたときは、請負契約解除通知により設計建設工事請負契約を解除することができる。」とありますが、不可抗力により事業の継続が困難となった場合には、「合理的な理由」が発生したものと、本項に基づき契約が解除されるものと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力により事業の継続が困難となった場合、本項の適用はありません。
68	25	第62条	第1項		解除に伴う措置	第61条第2項及び第3項における解除の際には、甲が引渡しを受ける若しくは受けることができる対象を「既施工部分」としていますが、本条においては、「部分及び部分払いの対象となった工事材料」としています。本条の措置は、法令変更による解除や甲の責めに帰すべき事由による解除の際に適用となるものですが、これに従うと、乙の責めに帰すべからざる事由による解除であるにもかかわらず甲による出来高の支払いが担保されず、リスク分担の観点からして乙が負担するのに合理的でないリスクを負うこととなってしまいます。従いまして、公平なリスク分担に鑑み、法令変更による解除及び甲の責めに帰すべき事由による解除の場合には、甲は乙に生じた損害(購入済みの工事材料、未払いの既施工部分を含むがこれらにかざられないものとします。)を負担することとしていただきたくお願い致します。	ご指摘の場合の損害の分担は、甲乙協議のうえ定めます。
69	27	別紙1 支払条件	1			交付金の有無に拘わらず、別紙1に基づき請負代金は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、「支払限度額」を「支払額」として頂きたく、お願い致します。	交付金の有無に関わらず支払います。ただし、出来型が不足する場合は支払えませんので、「支払限度額」としています。

運営・維持管理委託仮契約書(案)に対する質問・意見への回答

ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
70	2	第4条	第1項	契約の保証	契約保証金等の差し入れは、運営・維持管理委託契約締結後ではなく、運営開始日(委託業務開始日)までに、としていただけませんか。また、変更しただけでない場合、整備期間中は何年度の支払予定額を基準として保証金額を算出することになりますでしょうか。	運営・維持管理委託契約仮契約書(案)を以下のとおり修正します。 「乙は、別紙2に基づき契約保証金を、運営開始日までに甲に差し入れるものとする。」
71	2	第5条	第4項	業務遂行	「要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法」(引渡し時試験)」に記載する基準値(但し、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。以下同じ。)」とは、設計建設請負工事契約第47条第2項に記載の「表 性能試験の項目と方法(引渡し時試験)」に記述する本施設の性能試験の項目と保証値」と同義と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
72	2	第5条	第4項	業務遂行	「乙は、要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法」(引渡し時試験)」に記載する基準値(但し、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。以下同じ。)を確実に確保するものとする。乙による要求水準書添付の「表 性能試験の項目と方法」(引渡し時試験)」に記載する基準値の未達は、乙による運営・維持管理委託契約の債務不履行とみなされるものとする。」とありますが、基準値の未達が甲の責めに帰すべき事由による場合(受入廃棄物の量・質に起因する場合を含みますが、これらにかぎられないものとし、)及び甲乙いずれの責めにも帰すことのできない事由による場合は、乙の債務不履行とはみなされないものと理解してよろしいでしょうか。	乙が、要求水準書に示す発熱量の範囲を外れていることが原因であることを明確に示した場合においては、債務不履行とはみなしません。
73	3	第5条	第5項	業務遂行	「乙は、本業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、甲はかかる紛争の解決につき、乙に協力するものとする。」とありますが、本施設の設置そのものに関する苦情については、甲の責任において対応し、解決を図るものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
74	3	第5条	第5項	業務遂行	「乙は、甲が締結することとなる住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得よう努力しなければならない。」とありますが、当該協定の内容を遵守するために追加費用等が必要な場合は、甲がこれを負担するものと理解してよろしいでしょうか。また、当該協定を甲が締結する際には、その内容について事前に乙と協議をして頂きますようよろしくお願いいたします。	ご質問のとおりです。また以下については内容の協議を行います。
75	4	第9条	第1項	緊急時の対応	「乙は、要求水準書に従い、運営開始日の60日前までに、災害発生マニュアルを作成するものとし、要求水準者及び災害発生マニュアルに基づき、自己の費用により、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含める関係者に対して緊急事態発生時の通報しなければならない。」とありますが、要求水準書に従い作成するマニュアルとは、「運営・維持管理業務編 要求水準書 第9章 第6節 災害時の対応」に記載されるマニュアルのことと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 第9章 第6節 の内容を含みますが、それに限られません。詳細については組合と協議の上決定します。
76	7	第17条		委託料の支払	委託料を前払い化することにより、SPC経費(資金調達コスト等)の低減が図られると思料します。しかし、現在の契約書案では、委託料は後払いとされています。そこで、委託料を前払い化する前提で運営・維持管理委託仮契約書を修正して頂けないでしょうか。	前払いはできませんが、委託料の支払いを毎月に変更することとします。提案書には、事業期間を通じて組合が支払う固定料金の委託料1の総額を、各年度の支払い金額(各年度の金額については参考扱い)とともに記載してください。(様式33を添付1のとおりします。)なお、実際の支払額は、業務計画書とともに見積りを提出していただき決定します。そして、その1/12を固定料金の委託料2(コース相当分)、変動料金とともに毎月支払うこととします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
77	7	第17条			委託料の支払	コークスやA重油、灯油、プロパンガス等の燃料のように、近年価格が比較の変動し易い品目については、調達コストの実費を事後に精算して頂くことで、SPC経費の大幅な低減が図られると幸いです。従いまして、コークス及びA重油、灯油、プロパンガス等の燃料の調達コストに関して、各事業年度ごとの精算条項(実際にコークス及びA重油、灯油、プロパンガス等の燃料の調達に要した価格とコークス及びA重油、灯油、プロパンガス等の燃料それぞれの単価を前提に計算した金額との差額を精算して頂くものです)を追加して頂けないでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。ただし、コークス以外の燃料等に関して、組合が負担する物価変動リスクを委託料に反映する方法(主にインデックス選定を想定)について、落札者決定後に事業者との協議に応じます。
78	8	第26条	第2項		第三者への賠償	「甲は、前項の定めるところに従って、乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。」とありますが、乙の責めに帰すべき事由で甲が住民等への損害賠償をした場合における乙への求償を想定される主旨は理解いたしますが、このような状況で甲が住民等に賠償を行うときには、乙が当該住民等と貴組合との交渉に参加させていただくか、若しくは甲乙で協議を行い、合意した上で行うものと理解してよろしいでしょうか。	住民が乙の参加を望まないことも想定されますので、ご指摘の交渉に乙の参加を約することはできません。なお本項は乙の合意を要件とする規定ではありません。
79	11	第37条			不可抗力又は法令変更による契約解除	「なお、乙は、本条に基づく解除をするにあたり、第29条第3項又は第31条第3項に基づく対応方法についての通知を甲が行わないことを事前に確認しなければならない。」とありますが、第29条第3項又は第31条第3項に基づく対応方法についての通知を甲が行うことを確認し、乙の申出による契約解除を行うことができなくなった場合であっても、当該確認を行った日から 1日以内に甲からの対応方法の通知が無い場合は甲からの通知がないものとみなして、乙は運営・維持管理委託契約を解除できるよう、修正いただきたくお願い致します。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
80	12	第42条	第4項		知的財産権	「甲は、運営・維持管理委託契約に基づき乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、運営・維持管理委託契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、その利用の目的は本業務に関するものに限られるものと理解してよろしいでしょうか。	本業務に限られるものではありません。
81	19	別紙4	2		支払方法	維持管理業務の対価について、事業者の利益にかかる税流出を回避し、貴組合の委託料を圧縮するため、毎年度金額にバラツキのある費用については、委託料の支払もバラツキのある方式を許容いただきたく、お願い致します。	固定料金の委託料1(コークス相当分を除く)について、ご質問の提案を認めることにします。提案書には、事業期間を通じて組合が支払う固定料金の委託料1の総額を、各年度の支払い金額(各年度の金額については参考扱い)とともに記載してください。(様式33を添付1のとおりします。)なお、実際の支払額は、業務計画書とともに見積りを提出していただき決定します。そして、その1/12を固定料金の委託料2(コークス相当分)、変動料金とともに毎月支払うこととします。
82	21	別紙4	3	(1)	委託料2(コークス相当分の固定料金、変動料金)	「(t-1)年度の物価指数の年度平均値」とありますが、実際に委託料の改定が行われる年度の前年の物価指数の年度平均値が明らかになるのは、当該改定が行われる年度の6月以降になるものと思料します。従いまして、委託料の物価指数を用いた算定方法については、甲乙間で別途協議をさせて頂けないでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。ただし、月毎の支払いに変更することで、物価変動による委託料の改定に問題が生じる場合は、当該年度内の可能な限り早い段階での支払いにおいて調整することとします。
83	21	別紙4	3	(1)	委託料2(コークス相当分の固定料金、変動料金)	コークス以外の費目については、物価改定の指標が全て消費者物価指数とされています。この点、コークス以外の費目で消費者物価指数に連動しない費目については、物価改定の指標を民間事業者から提案するものに変更させて頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、コークス以外の燃料等に関して、組合が負担する物価変動リスクを委託料に反映する方法(主にインデックス選定を想定)について、落札者決定後に事業者との協議に応じます。
84	21	別紙4	3	(1)	委託料2(コークス相当分の固定料金、変動料金)	コークスに関する物価改定の指標は、「財務省貿易統計による指数」とされています。この点、当該指数のコークスへの適用が不適切になったと合理的に判断できる場合は、コークスに関する物価改定の新しい指標について、別途協議の上策定できるものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりとします。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
85	23	別紙6			不可抗力の場合の費用分担	「不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担するものとする。」とありますが、これは、不可抗力により生じた損害及び費用を、損害及び費用の発生の都度ではなく、事業年度ごとに清算するという趣旨のものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

(様式 33)

事業計画提案書

1. 組合の支払総額

(単位：千円)

	単純合計	現在価値 ^{※2}
選定事業者に対する組合の支払総額(1+2)	※3	—
総合評価に用いる価格(1+2)	—	
1. 請負代金		
2. 委託料 ^{※1}		
固定料金・委託料1の総額		
固定料金・委託料2の総額		
変動料金・委託料1の総額		
変動料金・委託料2の総額		

<固定料金内訳>

委託料1 (コークス相当分を除く)	(下記の年間額の1/12)
委託料2 (コークス相当分)	円/月

(委託料1の年度割)

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年

<変動料金内訳>

委託料1 (コークス相当分を除く)	円/t
委託料2 (コークス相当分)	円/t
計	円/t

※1 物価上昇による変動を見込まない維持管理・運營業務に対する委託料の事業期間の合計額を記入してください。ただし、実際の支払いにおいては、業務委託契約書(案)に定める方法により、物価上昇率及び処分量を勘案して変動します。

※2 割引率4%で現在価値(平成20年度期初を基準とする。)に換算した値を記入してください。

※3 選定事業者に対する組合の支払総額が入札書(様式10)に記入する入札金額になります。

備考1 各金額には消費税を含めず、単純合計については千円単位とし、現在価値(平成20年度期初を基準とする。)に換算した値については千円未満切捨てで記入してください。

その他質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
86						浴室の管理については、詳細が定められておりません。 そのため見積もりが出来ませんので、別途協議させていただくことでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりとします。